

## 藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤井寺市立図書館（以下「図書館」という。）において障害者サービスを実施することにより、障害者に対する図書館サービスにおける合理的配慮を行うことを目的とする。

(利用者)

第2条 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住し、通勤し、又は通学する障害のある者及び通常の活字による読書が困難な者とする。

2 利用者は、図書館に登録しなければならない。

(サービス内容)

第3条 障害者サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 資料の貸出
- (2) 対面朗読
- (3) 読書支援機器等の設置及び貸出
- (4) 録音図書、点字図書等の視覚障害者向け資料の製作
- (5) その他館長が必要と認めたサービス

(資料)

第4条 障害者サービスの利用に供する資料は、図書館に所蔵する全ての資料とする。

2 前項の規定にかかわらず、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定による視覚障害者等のための複製等及び著作権者に視覚障害者等の利用を目的に許諾を得て製作されたもの等の利用は、視覚障害その他の理由により、通常の活字による読書が困難と館長が認める者に限る。

(資料の貸出)

第5条 資料の貸出期間及び貸出点数は、藤井寺市立図書館条例施行規則（昭和56年藤井寺市教育委員会規則第5号）（以下「規則」という。）に準ずる。

2 前項の規定について、館長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 貸出は、来館、郵送、職員による配達等により実施する。

(郵送貸出)

第6条 郵送貸出（郵送による返却を含む。以下同じ。）は、心身の障害のため図書館を利用することができない市内在住の者で、次に掲げるものに対して行う。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けている者

(4) その他図書館利用が困難であると館長が認めた者  
(郵送料)

第7条 郵送貸出に必要な経費は、市が負担する。

2 郵送貸出は、郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第3号の適用を受けて行うものとする。

(対面朗読)

第8条 対面朗読は、市内に在住する利用者に限り、次の場合に実施する。

(1) 録音図書として製作すること又は他館からの借受ができないとき。

(2) その他館長が必要と認めたとき。

2 対面朗読の利用を希望する者は、その日時をあらかじめ館長に申し込み、予約の承認を受けなければならない。

3 対面朗読は、図書館で実施する。ただし、特に館長が必要と認めたときは市内の公共施設で実施することができる。

4 対面朗読の実施時間は、図書館の開館時間中とし、朗読時間は利用者1人1日につき2時間以内とする。

5 朗読者は、市が主催する朗読講習会を受講した者及び「藤井寺市朗読の会ひびき」の会員が担当する。

(読書支援機器の設置及び貸出)

第9条 館長は、利用者の利用に供するための拡大読書器等の読書支援機器を設置する。

2 読書支援機器のうち、貸出用のデージー図書再生機は、市内に在住する利用者に貸出することができる。

(1) デージー図書再生機の貸出を希望する利用者は、貸出申込書（別記様式）により館長に申し込まなければならない。

(2) デージー図書再生機の貸出期間は、3カ月とする。ただし、利用者から申出があり、他の利用者の貸出申込と重ならない場合は、貸出期間を延長することができる。

(障害者向け資料の製作)

第10条 館長は、著作権法に基づき、協力者等に依頼して障害者の利用を目的とする資料を作成するよう努める。

(損害の賠償)

第11条 貸出を受けた者が、資料を紛失し、又は破損した場合、規則第16条の規定に基づき、現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、図書館の利用に障害があるものに対して必要なサービスは館長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

